

許可番号 第 02422139920 号

複写厳禁

産業廃棄物処分業許可証

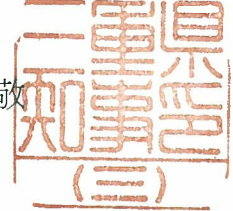
優良

住 所 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 80 番地 1

氏 名 日本ウエスト東海株式会社
代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英 敬



許可の年月日 平成 30 年 1 月 17 日

許可の有効年月日 令和 6 年 12 月 20 日

1. 事業の範囲

【中間処理】

選 別：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿
含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 8 種類

圧縮梱包：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 5 種類

圧縮固化：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
（RPF 化）ゴムくず

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 5 種類

破 砕：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 5 種類

※ ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを
除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 19 年 12 月 21 日 新規許可

平成 24 年 12 月 21 日 更新許可

平成 31 年 2 月 18 日 事業の用に供する施設の変更届による書換

令和 元年 7 月 16 日 事業の用に供する施設の変更届による書換

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面)

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
選別施設	三重郡川越町 大字亀崎新田 字下新田 80-1	H19.10.15	609.6t/日(24h)	—	—
圧縮梱包施設	三重郡川越町 大字亀崎新田 字下新田 80-1	H19.10.15	343.2t/日(24h)	—	—
破碎施設	三重郡川越町 大字亀崎新田 字下新田 80-1	H19.10.15	木くず:94.7t/日(24h) 紙くず:63.8t/日(24h) 繊維くず:56.6t/日(24h)	H19.9.28	19四農環 第4015-02号
破碎・圧縮固化施設 (RPF化施設)	三重郡川越町 大字亀崎新田 字下新田 80-1	H19.10.15	破碎施設 木くず:97.4t/日(24h) 紙くず:43.6t/日(24h) 繊維くず:97.4t/日(24h)	H19.9.28	19四農環 第4015-03号
		H19.10.15	破碎施設 廃プラスチック類:105.8t/日(24h) ゴムくず:137.3t/日(24h)	H19.9.28	19四農環 第4015-04号
		H26.12.24	破碎施設 廃プラスチック類:104.8t/日(24h) ゴムくず:135.8t/日(24h) 紙くず:148.5t/日(24h) 木くず:126.2t/日(24h) 繊維くず:96.7t/日(24h)	H26.11.12	26四地防 第1016号の2
		H19.10.15	圧縮固化施設 138.2t/日(24h) [69.1t/日(24h)×2 施設]	—	—
		H25.11.29	圧縮固化施設 86.4t/日(24h)	—	—
破碎施設	三重郡川越町 大字亀崎新田 字下新田 80-1	H31.2.12	廃プラスチック類:124.6t/日(24h) ゴムくず:233.5t/日(24h) 紙くず:109.7t/日(24h) 木くず:249.1t/日(24h) 繊維くず:250.3t/日(24h)	H31.1.30	30四地防 第1016号の2

(以下余白)